



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽放置自転車等の撤去及び保管
[建設局東部建設事務所] 1823
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
[建設局西建設事務所] 1826
- ▽港湾施設の規模の変更（ポートアイランド
（第2期）-4.5mM岸壁背後ふ頭用地内事
務室） [港湾局経営課] 1827

公 告

- ▽総合評価落札方式一般競争入札による契約
の締結（神戸市結核患者管理システム構築
業務委託 一式） [健康局保健所保健課] 1827
- ▽建築協定書の提出及びその縦覧（フォレス
トパーク北落合建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1832
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取（ベル
ーデュ・神戸学園都市建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1832
- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定によ
る一団地の区域の認定
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1833
- ▽神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地
区画整理審議会委員選挙における選挙人名
簿の確定及び選挙すべき委員の数
[都市局工務課] 1833
- ▽開発行為に関する工事の完了（中央区海岸
通1丁目） [都市局都市計画課] 1834
- ▽都市公園の設置（御影山手中公園）
[建設局公園部管理課] 1834
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による
届出（ステップガーデン藤原台）
[経済観光局経済政策課] 1835
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による
届出（IKEA 神戸） [経済観光局経済政策課] 1837
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による
届出（マックスバリュ大池店）
[経済観光局経済政策課] 1838
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区千鳥
が丘3丁目） [都市局都市計画課] 1840

- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事
業の認可（3.3.15号青木幹線ほか）
[都市局工務課] 1840
- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事
業に係る図書の写しの縦覧（3.3.15号
青木幹線ほか） [都市局工務課] 1844

交 通 局

- ▽神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正す
る規程
[交通局営業推進課] 1848

告 示

神戸市告示第381号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和4年7 月4日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建設事務所 電話854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月5日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	稗原保管所 東灘区上河原通 1丁目1番	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和4年7 月14日
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	

稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月21日
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年7 月22日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 2台	令和4年7 月26日
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車 22台 原動機付自転車 1台	令和4年7 月27日
	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	

甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台
	原動機付自転車	0台

神戸市告示第382号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

ウ 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 2台	令和4年7月7日	西区玉津町今津字宮の西33番地の1
	西神南駅周辺自転車等	自転車 5台	令和4年7	

電話992-3763	放置禁止区域内		日21日	建設局西建設事務所 電話912-3750
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 6台	令和4年7月28日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話795-4618	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 2台 原付 1台	令和4年7月14日	
	伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 2台 原付 1台		

神戸市告示第383号

次の港湾施設について、令和4年9月1日から、その規模を改める。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

規模を改める港湾施設

ふ頭用地

名称	位置	規模	
		現行	変更後
ポートアイランド(第2期)-4.5m岸壁背後ふ頭用地内事務室	神戸市中央区港島9丁目	66㎡	68㎡

公 告

神戸市公告第141号

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年8月12日

神戸市長 久元喜造

第1 入札に付する事項

件名及び数量	神戸市結核患者管理システム構築業務委託 一式
調達内容	調達内容の詳細については、入札説明書等を参照のこと。
履行場所	神戸市役所ほか本市が指定する場所
履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで

第2 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館21階）
神戸市健康局保健所保健課業務改革担当
電話連絡先：078-322-6085
電子メール：hoken_kaikaku@office.city.kobe.lg.jp

第3 入札方法

地方自治法施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札を行う。

第4 入札参加資格に関する事項

1 参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たしていること

- (1) 参加申請書提出時点で令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (4) 過去10年以内に、中央省庁、都道府県、政令指定都市、民間企業において、感染症関連業務システムの契約実績があること。

2 再委託事業者の参加資格

入札説明書等に示す委託契約書（案）及び委託契約約款に基づいて、業務の一部を再委託する場合、再委託を受ける事業者は上記1の(1)～(4)を満たすこと。また、入札参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、本入札に参加できない。

3 共同企業体の参加資格

複数の事業者の共同企業体としての応札も認める。その場合、入札書類提出時までに関共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）を構成し、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとする。

なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。共同企業体の構成員は上記1の(1)～(4)を満たすこと。

4 失格について

落札後に再委託事業者を決めた場合において、上記2に反することが判明した場合には、その時点で落札事業者は失格とする。

第5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書等によるものとする。

第6 入札説明書等の交付

交付期間	令和4年8月12日（金）～令和4年8月26日（金）17時00分まで
交付場所	入札説明書等、入札に関する資料は本市ホームページよりダウンロードすること。

	市役所窓口での配布は行わない。なお、入札説明書等のうち以下の資料は参加資格審査の申し込み後に電子メールにて送付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・添付資料1：業務フロー及び帳票サンプル集 ・添付資料2：庁内情報システムの導入に関する手引き ・添付資料3：サーバ仮想化基盤利用ガイドライン
交付方法	入札説明書等は無償にて交付する。

第7 入札説明書等に関する質問及び回答

提出期間	令和4年8月12日（金）～令和4年8月26日（金）17時00分まで。
質問方法	電子メールにより送信すること。 提出方法の詳細は入札説明書等を参照のこと。
質問提出先	電子メール：hoken_kaikaku@office.city.kobe.lg.jp

第8 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和4年8月12日（金）～令和4年8月26日（金）17時00分まで。
提出場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館21階） 神戸市健康局保健所保健課業務改革担当 電話連絡先：078-322-6085 電子メール：hoken_kaikaku@office.city.kobe.lg.jp
提出方法	(1) 電子メールに添付して上記のアドレス宛に送信すること。 送付後、本市より一開庁日以内に入札参加資格審査申請書等を受領した旨の返信を行うため、返信がない場合は上記電話連絡先へ確認すること。 電子メールでの提出によりがたい事情がある場合は、持参での提出を認めるが、事前に上記連絡先へ電話連絡すること。 (2) 入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。なお、郵送による提出は認めない。

第9 入札及び提案書提出の日時及び方法

日時	令和4年9月13日（火）～令和4年9月27日（火）17時00分まで
提出場所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館21階） 神戸市健康局保健所保健課業務改革担当 電話連絡先：078-322-6085 電子メール：hoken_kaikaku@office.city.kobe.lg.jp
提出方法	(1) 原則、電子メールに添付して上記アドレス宛に送信すること。 電子メールでの提出によりがたい事情がある場合は、持参での提出を認めるが、事前に上記連絡先へ電話連絡すること。なお、郵送による提出は認めない。 (2) 提出方法の詳細は入札説明書等を参照のこと。

第10 提案内容説明会の予定日時及び方法

日 時	令和4年10月12日（水） 15時00分を予定
場 所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館）又はその付近
方 法	(1) 提案書の内容を補足するため、提案内容説明会を実施する。 (2) 説明会は非公開とし、本市職員が参加する。説明会の会場は本市役所又はその付近の予定で、提案書の受付締め切り後に本市から日時・場所を指定するが、オンラインでの実施となる可能性も排除しない。 (3) 提案内容説明会は、提案書の記載内容を補足するために行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また参加者側からの質問も認めない。なお、説明を円滑に行うための資料配布は認めるが、評価にあたっての正式書類としては取り扱わない。

第11 開札予定日時及び方法

日 時	令和4年10月20日（木）を予定
場 所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所本庁舎1号館）又はその付近
方 法	(1) 場所・開札方法の詳細は入札参加者に対して改めて連絡するものとするが、オンラインでの実施となる可能性も排除しない。 (2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第12 落札者決定基準及び評価方法

1 落札者の決定基準

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点（入札者の価格点と技術点を合計した値）の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が、本市の定める上限の範囲内の者
 - イ 入札金額が著しく低い額を提案した場合は、本市の調査の結果、履行に支障がないと認められた者
- (2) 最高得点者が複数ある場合は、そのうち価格点が最も高い者を落札者とする。さらに価格点の最高得点者も複数ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該参加者のうち出席しない者またはくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 入札説明書等に基づかない提案書については、評価対象とせず失格とする場合がある。

2 評価項目と配点

技術点及び価格点の評価項目と配点は下記のとおりとする。

技術点	仕様書の実現性が高く、妥当な提案であることを評価する。 (配点内訳) 1 提案者及び提案全体のコンセプトの評価100点 2 本事業の計画性、実施体制の妥当性評価100点 3 提案システムの機能要件評価200点 4 提案システムの非機能要件評価100点 5 地元企業に対する加点100点 6 提案者及び提案全体の独自性評価50点 7 保守・運用サポートの評価50点	700点
価格点	入札金額評価点 本業務にかかる経費が低いことを評価する。	300点
合計点		1,000点

3 評価方法

(1) 技術点の評価方法

本業務に係る技術点の評価については、本市職員で構成する「神戸市結核患者管理システムの構築業務にかかる提案評価委員会」が「提案書」の記載内容について、評価を行う。

(2) 評価の手続き

入札説明書等に示す提案評価・採点基準に基づき採点を行い、評価委員会の合議により技術点を決定する。なお、技術点の合計が350点（技術点満点の50％）に達しない提案者については失格とする。

(3) 地元企業・準地元企業に関する配点

評価項目「5. 地元企業に対する加点」として、100点分について配点。

(4) 価格点の評価方法

入札参加者が提示する入札価格について、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い入札金額を提示した入札参加者の価格点を300点とし、その他の入札参加者の価格点は、提案のうち最も低い入札金額からの割合に基づき算出する。但し、入札金額が予定価格を超過している場合、価格点は算出せず、失格とする。

$$\text{価格点} = (\text{最も低い入札金額} / \text{当該入札参加者の提示する入札金額}) \times 300 \text{点}$$

※価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。

第13 契約保証金

本市もしくは他の自治体において、過去2年以内に同等以上の業務の履行を行っており、それらを示す資料（様式は任意）を提出した場合は契約保証金を免除する。

該当する業務がない場合、神戸市契約規則24条の通り契約金額の100分の3以上を契約保証金とする。（なお、神戸市契約規則第25条第4号の規定により保険会社と履行保証契約を締結する場合は、契約保証金を免除する。）

第14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書及び提案書等が所定の日時を過ぎて到着したとき
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき

- (3) 入札書に記名がないとき
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき
- (6) 入札参加者及びその代理人が複数の提案をした場合（他者と共同した場合も含む）
- (7) 入札参加者の資格のない者が提案したとき
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

神戸市公告第142号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年8月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
フォレストパーク北落合建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区北落合4丁目5番10 他
- 3 縦覧期間
令和4年8月12日から同年9月8日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告第143号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年8月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
ベルーデュ・神戸学園都市建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区学園西町4丁目16番1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時

令和4年9月2日（金）

14時00分から14時30分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

建築住宅局602会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告第144号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年8月12日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市垂水区平磯1丁目1699-1-4の一部、1699-1-5の一部、
1699-1-6の一部、1699-1-7の一部、1699-1-8の一部、
1699-1-9の一部、1699-1-10の一部、1699-13の一部、
1699-19の一部、1699-21の一部、1700番、1701番

神戸市公告第145号

令和4年9月11日に執行する神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により公衆の縦覧に供したが、縦覧期間内に異議の申し出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数及び予備委員の数を定めたので同令第22条第1項及び第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

区 分	委 員 (人)	予備委員 (人)
施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき数	8	4
施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき数	0	0

神戸市公告第153号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市中央区海岸通1丁目1番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
和田興産株式会社
代表取締役 溝本 俊哉
- 許可番号
令和元年11月11日 第6992号
(変更許可 令和4年6月28日 第1448号)

神戸市公告第154号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

- 設置する都市公園
(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
御影山手中公園	東灘区御影山手4丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	

- (2) 供用開始の年月日
令和4年8月30日

神戸市公告第155号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ステップガーデン藤原台
神戸市北区藤原台中町1丁目4番

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代 表 者
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋1-6-5	代表取締役 金谷 隆平
株式会社テイツー	岡山市北区今村650番111	代表取締役 藤原 克治
株式会社犬の家	愛知県春日井市大泉寺町292-342	代表取締役 福手 由美
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖
有限会社パル	神戸市北区藤原台南町4-21-3	代表取締役 安木 義博
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5-1	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4-5-36	代表取締役 寺西 豊彦
株式会社蔦屋書店	東京都渋谷区南平台町16番17号	代表取締役 増田 宗昭
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2-9-40	代表取締役

		水野 敦之
有限会社緑のマーケット	兵庫県川西市鼓が滝 1-3-8	代表取締役 片井 勝

(変更後)

氏名または名称	住 所	代 表 者
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋 1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平
株式会社テイツー	岡山市北区今村650番111	代表取締役 藤原 克治
株式会社犬の家	愛知県春日井市大泉寺町292-342	代表取締役 福手 由美
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡 3丁目4番1号	代表取締役 山内 英靖
有限会社パル	神戸市北区藤原台南町 4丁目21番3号	代表取締役 安木 義博
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町 5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原 4丁目5番36号	代表取締役 寺西 豊彦
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12番2号	代表取締役 増田 宗昭
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内 2丁目9番40号	代表取締役 水野 敦之
有限会社緑のマーケット	兵庫県川西市鼓が滝 1丁目3番8号	代表取締役 片井 勝

3 変更の年月日

令和3年4月1日

4 変更した理由

合併等のため

5 届出年月日

令和4年6月6日。

6 縦覧期間

令和4年8月30日から令和5年1月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6丁目1番12号

三宮ビル東館 4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A神戸

神戸市中央区港島中町8丁目7-1、7-6

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
イケア・ジャパン株式会社	千葉県船橋市浜町2丁目3番30号5階	代表取締役 ヘレン・フォン・ライス

(変更後)

氏名または名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
イケア・ジャパン株式会社	千葉県船橋市浜町2丁目3番30号5階	代表取締役 ペトラ・ファーレ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住 所	法人にあっては

		代表者の氏名
イケア・ジャパン株式会社	千葉県船橋市浜町2丁目3番30号5階	代表取締役 ヘレン・フォン・ライス

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
イケア・ジャパン株式会社	千葉県船橋市浜町2丁目3番30号5階	代表取締役 ペトラ・ファーレ

3 変更の年月日

2(1)については、令和3年8月1日。

2(2)については、令和3年8月1日。

4 変更する理由

2(1)については、代表者の変更のため。

2(2)については、代表者の変更のため。

5 届出年月日

令和4年6月6日

6 縦覧期間

令和4年8月30日から令和5年1月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ大池店

神戸市北区山田町上谷上字古々山31-1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南1丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2丁目2番15号	代表取締役 松本 忠久
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二
モンド有限会社	加古川市加古川町寺家町47番地の6	代表取締役 高橋 秀司

(変更前)

氏名または名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南1丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2丁目2番15号	代表取締役 松本 忠久
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二

3 変更の年月日

平成29年1月31日

4 変更する理由

退店のため。

5 届出年月日

令和4年6月14日

6 縦覧期間

令和4年8月30日から令和5年1月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第158号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区千鳥が丘3丁目2251番260の一部、2251番310の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市住吉区我孫子東2丁目7-4
ウッドホーム株式会社
代表取締役 大竹 正人
- 3 許可番号
令和3年12月20日 第8027号

神戸市公告第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和4年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 3.3.15号 青木幹線
 - (1) 施行者の名称
神戸市
 - (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
青木幹線
 - (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
 - (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分

なし

2 3.3.24号 商船学校線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
商船学校線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

3 3.3.28号 魚崎幹線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
魚崎幹線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

4 3.5.19号 深江幹線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
深江幹線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

5 3.3.6号 魚崎甲南線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
魚崎甲南線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

6 3.6.26号 本庄本山線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
本庄本山線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

7 7.6.13号 阪神沿北側線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
阪神沿北側線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

8 7.7.4号 青木駅南線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
青木駅南線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

9 7.7.5号 魚崎駅南線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
魚崎駅南線
- (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

10 都市高速鉄道第7号線 東部浜手線

- (1) 施行者の名称
神戸市
 - (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設都市高速鉄道事業
都市高速鉄道第7号線東部浜手線
 - (3) 事務所の所在地
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
 - (4) 事業地の所在
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし
-

神戸市公告第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面および設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局工務課において、公衆の縦覧に供します。

令和4年8月30日

神戸市長 久元喜造

1 3.3.15号 青木幹線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
青木幹線
- (3) 事業施行期間
自 平成4年3月3日
至 令和8年3月31日
- (4) 事業地
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

2 3.3.24号 商船学校線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
商船学校線
- (3) 事業施行期間
自 平成4年3月3日
至 令和8年3月31日
- (4) 事業地
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

3 3.3.28号 魚崎幹線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業

魚崎幹線

(3) 事業施行期間

自 平成4年3月3日

至 令和8年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

4 3.5.19号 深江幹線

(1) 施行者の名称

神戸市

(2) 都市計画事業の種類および名称

神戸国際港都建設道路事業

深江幹線

(3) 事業施行期間

自 平成4年3月3日

至 令和8年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

5 3.6.6号 魚崎甲南線

(1) 施行者の名称

神戸市

(2) 都市計画事業の種類および名称

神戸国際港都建設道路事業

魚崎甲南線

(3) 事業施行期間

自 平成4年3月3日

至 令和8年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

6 3.6.26号 本庄本山線

(1) 施行者の名称

神戸市

(2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
本庄本山線

(3) 事業施行期間
自 平成4年3月3日
至 令和8年3月31日

(4) 事業地
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

7 7.6.13号 阪神沿北側線

(1) 施行者の名称
神戸市

(2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
阪神沿北側線

(3) 事業施行期間
自 平成4年3月3日
至 令和8年3月31日

(4) 事業地
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

8 7.7.4号 青木駅南線

(1) 施行者の名称
神戸市

(2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
青木駅南線

(3) 事業施行期間
自 平成4年3月3日
至 令和8年3月31日

(4) 事業地
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

9 7.7.5号 魚崎駅南線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設道路事業
魚崎駅南線
- (3) 事業施行期間
自 平成4年3月3日
至 令和8年3月31日
- (4) 事業地
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

10 都市高速鉄道第7号線 東部浜手線

- (1) 施行者の名称
神戸市
- (2) 都市計画事業の種類および名称
神戸国際港都建設都市高速鉄道事業
都市高速鉄道第7号線東部浜手線
- (3) 事業施行期間
自 平成4年3月3日
至 令和8年3月31日
- (4) 事業地
ア 収用の部分
変更なし
イ 使用の部分
なし

[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
電子看板 (デジタルサイネージ)	—	西神・山手 線新神戸 駅・三宮 駅・名谷 駅・学園都 市駅・西神 南駅・西神 中央駅各 駅1枠・15 秒・1週～ 4週	15,00 0～21 0,000
[略]	—	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
電子看板	—	西神・山手 線新神戸 駅・三宮 駅・名谷 駅・学園都 市駅・西神 南駅・西神 中央駅各 駅1枠・15 秒・1週～ 4週	15,00 0～21 0,000
[略]	—	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	—	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	—	[略]	[略]	[略]	[略]	—	[略]
三宮ホーム	—	1 枠・15	100,0				
デジタルサ		秒・1週～	00～				
イネージ20		52週	2,60				
			0,000				
3～4	[略]				3～4	[略]	

附 則

この規程は、令和4年8月30日から施行する。

